

## 資料 4

### 全国の自転車に関する条例の状況(R7年4月1日時点)

#### 1 自転車の利用に関する条例の有無 (都道府県数 以下同)

	ある		ない
	自転車に係る条例として	自転車に限らず交通安全条例の一部として	
R7年4月1日現在	39 (道)	5	3
R2年4月1日時点※	23 (道)	3	21
増減	16	2	△18

※ 前回の道自転車条例の見直しの時点 (R2年4月1日)

※ 北海道自転車条例での規定 ; (道) 以下同

#### 2 自転車ヘルメット着用に関しての状況

##### (1) 自転車運転者の着用に関して

条項あり		条例なし 条項なし
着用が義務 (罰則なし)	着用が努力義務	
1※	17 (道)	29

※ 自転車運転者のうち、児童・生徒が通学のために利用するとき、ヘルメット着用を「罰則なしの義務」としているものが1県。

##### (2) 着用させることに関しての努力義務

事業者 (従業員に対し)	貸付業者 (借受者等に対し)	小売業者 (購入者に対する着用の助言等)	保護者 (被保護者に対し)
4 (道)	6	4 (道)	27※

※ うち4府県は、幼児用座席に座らせる時に、児童に対し、「罰則なしの義務」としている。

○R5年4月の道路交通法改正により、「自転車運転者のヘルメットの着用」、「自転車運転者が同乗する他人に対してヘルメットを着用させること」、「保護する責任のある者が自転車を運転する児童又は幼児に対してヘルメット着用させること」について、努力義務化されている。

### 3 自転車損害保険について

#### (1) 自転車運転者の加入

加入が義務（罰則あり）	加入が義務（罰則なし）	加入が努力義務	条例なし 条項なし
0	3 4 ※	1 2（道）※	3

※ 2都県が、対人を「罰則なしの義務」、対物を「努力義務」と分けて規定している。  
以下同

#### (2) 事業者の加入（自転車を事業に供する人）

加入が義務（罰則あり）	加入が義務（罰則なし）	加入が努力義務	条例なし 条項なし
0	3 3（道）※	1 1 ※	5

#### (3) 貸付業者の加入

加入が義務（罰則あり）	加入が義務（罰則なし）	加入が努力義務	条例なし 条項なし
0	3 1（道）※	1 1 ※	7

#### (4) 自転車損害賠償保険に係る小売り事業者の責務

情報提供等について		条例なし 条項なし
義務（罰則なし）	努力義務	
8	3 5（道）	4